



松井特許事務所  
S. MATSUI & ASSOCIATES

[ホーム](#)  
[サイトマップ](#)  
[English](#)

お気軽にご相談ください  
**03-6770-2124**  
お問い合わせフォーム

[事務所のご案内](#)

[初めての方へ  
\(特許制度のご紹介\)](#)

[料金のご案内](#)

[特許トピックス](#)

[お問い合わせ](#)

[ホーム](#) > [特許トピックス](#) > [改正法解説](#) > 5 出願段階におけるライセンスに係る登録制度の創設

特許トピックス

<a href="#">改正法解説</a>
<a href="#">健康食品と特許</a>
<a href="#">料金の節減制度</a>
<a href="#">早期審査制度</a>
<a href="#">食品の用途発明について</a>

## 改正法解説

### 5 出願段階におけるライセンスに係る登録制度の創設

出願段階の発明に関するライセンスの実態やその保護ニーズを踏まえて、出願段階の発明に係るライセンスを適切に保護することを目的として、仮専用実施権と仮通常実施権が法定されました（特許法第34条の2、同法第34条の3等）。この制度を利用すれば、仮専用実施権者（登録が効力発生要件）や、登録した仮通常実施権は、特許を受ける権利の譲受人や許諾権者（ライセンサー）が破産した場合の破産管財人などに対して、自己の実施権を主張して対抗することができます。

[ホーム](#)  
[ニュース](#)  
[English](#)

[事務所のご案内](#)  
[事務所概要](#)  
[事業内容](#)  
[スタッフ紹介](#)  
[アクセス](#)  
[各種フォーマット](#)  
[リンク](#)

[特許制度のご案内](#)  
[特許出願](#)  
[実用新案出願](#)  
[意匠出願](#)  
[商標出願](#)  
[外国出願](#)

[料金のご案内](#)

[特許トピックス](#)

[お問い合わせ](#)

Copyright ©2016. All Rights Reserved.